主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人鈴木敏夫の上告理由一について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は原審において主張しない事実に基づき原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

同二について

原審の確定した事実関係のもとにおいて、会社更生法一〇三条の適用ないし類推 適用があるとする上告人の主張を排斥した原審の判断は、正当として是認すること ができる。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

判長表	判官	伊	藤	正	己
表	判官	環		昌	_
表	判官	横	井	大	Ξ
表	判官	寺	田	治	郎